

## 短期集中予防サービスとその他のサービスとの併用について

### 短期集中訪問サービスとその他の訪問サービスとの併用

	総合事業訪問介護 (相当サービス)	生活支援訪問介護 (緩和サービス)	短期集中 訪問サービス	総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	運動型デイサービス (緩和した基準)	短期集中 通所サービス
総合事業訪問介護 (相当サービス)		×	▲	○	○	●
生活支援訪問介護 (緩和サービス)	×		▲	○	○	●
短期集中訪問サービス	▲	▲		■	×	△
総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	○	○	■		×	▼
運動型デイサービス (緩和した基準)	○	○	×	×		×
短期集中通所サービス	●	●	△	▼	×	

▲ 短期集中訪問サービスは、総合事業訪問介護や生活支援訪問介護と併用はできません。ただし、本人の自立支援に向け効果的な取組ができると判断し、利用を希望する場合は高齢者支援課に要相談。

### 短期集中訪問サービスと総合事業通所介護との併用

	総合事業訪問介護 (相当サービス)	生活支援訪問介護 (緩和サービス)	短期集中 訪問サービス	総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	運動型デイサービス (緩和した基準)	短期集中 通所サービス
総合事業訪問介護 (相当サービス)		×	▲	○	○	●
生活支援訪問介護 (緩和サービス)	×		▲	○	○	●
短期集中訪問サービス	▲	▲		■	×	△
総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	○	○	■		×	▼
運動型デイサービス (緩和した基準)	○	○	×	×		×
短期集中通所サービス	●	●	△	▼	×	

■ 短期集中訪問サービスと総合事業通所介護の併用はできません。ただし、病後の虚弱状態等により自宅での入浴が困難な場合や、本人の自立支援に向け効果的な取組ができると判断し、利用を希望する場合は高齢者支援課に要相談。

### 短期集中通所サービスと訪問介護サービスとの併用

	総合事業訪問介護 (相当サービス)	生活支援訪問介護 (緩和サービス)	短期集中 訪問サービス	総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	運動型デイサービス (緩和した基準)	短期集中 通所サービス
総合事業訪問介護 (相当サービス)		×	▲	○	○	●
生活支援訪問介護 (緩和サービス)	×		▲	○	○	●
短期集中訪問サービス	▲	▲		■	×	△
総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	○	○	■		×	▼
運動型デイサービス (緩和した基準)	○	○	×	×		×
短期集中通所サービス	●	●	△	▼	×	

● 短期集中通所サービスと総合事業訪問介護及び生活支援訪問介護の併用はできません。ただし、本人の自立支援に向け効果的な取組ができると判断し、利用を希望する場合は高齢者支援課に要相談。

**短期集中通所サービスと総合事業通所介護との併用**

	総合事業訪問介護 (相当サービス)	生活支援訪問介護 (緩和サービス)	短期集中 訪問サービス	総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	運動型デイサービス (緩和した基準)	短期集中 通所サービス
総合事業訪問介護 (相当サービス)		×	▲	○	○	●
生活支援訪問介護 (緩和サービス)	×		▲	○	○	●
短期集中訪問サービス	▲	▲		■	×	△
総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	○	○	■		×	▼
運動型デイサービス (緩和した基準)	○	○	×	×		×
短期集中通所サービス	●	●	△	▼	×	

▼ 短期集中通所サービスと総合事業通所サービスの併用できません。ただし、病後の虚弱状態等により自宅での入浴が困難な場合や、本人の自立支援に向け効果的な取組ができると判断し、利用を希望する場合は高齢者支援課に要相談。

**短期集中通所サービスと短期集中訪問サービスの併用**

	総合事業訪問介護 (相当サービス)	生活支援訪問介護 (緩和サービス)	短期集中 訪問サービス	総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	運動型デイサービス (緩和した基準)	短期集中 通所サービス
総合事業訪問介護 (相当サービス)		×	▲	○	○	●
生活支援訪問介護 (緩和サービス)	×		▲	○	○	●
短期集中訪問サービス	▲	▲		■	×	△
総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	○	○	■		×	▼
運動型デイサービス (緩和した基準)	○	○	×	×		×
短期集中通所サービス	●	●	△	▼	×	

△ 短期集中サービスを組み合わせることにより、効果的な取組ができると判断される場合に併用を可とする。

● ■ △ ▲ ▼ いずれも、介護予防サービス計画にその旨を記載した短期間の目標を定め利用する。

**★★ 注意 ★★**

短期集中予防サービスは、機能訓練指導員が短期間に集中してケアを行うことにより、心身状態を回復させ、地域の通いの場等への参加に結びつくように配慮する必要があります。

短期集中予防サービスと、その他のサービスを併用して利用する場合は、自立した生活（サービスからの卒業）を目指した短期間の目標を設定し、介護予防サービス計画に位置づけて利用してください。